

平成 26 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社京王ズホールディングス
代表者名 代表取締役社長 横江 実
(コード：3731、東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 湯瀬 昭宏
(TEL 022-722-0333)

**株式会社ノジマとの業務資本提携の中止及び第三者割当による新株式発行の中止等
並びに株主による新株式発行の差止め仮処分申立ての取下げによる和解に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 3 月 28 日開催の取締役会において、平成 26 年 2 月 28 日開催の取締役会において決議いたしました株式会社ノジマ(以下「ノジマ」といいます。)との業務資本提携(以下「本提携」といいます。)及び平成 26 年 3 月 31 日を払込期日とする第三者割当による新株式発行(以下「本新株式発行」といいます。)につきまして、これを中止することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

これに伴い、平成 26 年 2 月 28 日付「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にて、親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が生じる見込みと発表いたしました。本新株式発行の中止に伴い、当該異動は生じないこととなりましたので、併せてお知らせいたします。

また、平成 26 年 3 月 10 日付で開示致しました「株主による新株式発行の差止め仮処分申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 26 年 3 月 7 日付で当社株主の株式会社光通信(以下「光通信」といいます。)により新株式発行の差止め仮処分申立て(以下「本申立て」といいます。)が仙台地方裁判所になされ、平成 26 年 3 月 26 日付で開示致しました「株主による新株式発行の差止め仮処分申立ての却下決定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 26 年 3 月 26 日付で仙台地方裁判所より本申立てを却下する決定がなされておりました。これに対して、同日付で光通信から同決定に対して即時抗告が行われておりましたが、仙台高等裁判所において係属しておりました抗告審において平成 26 年 3 月 28 日付当社と光通信との和解(以下「本和解」といいます。)が成立いたしましたので、お知らせいたします。

I. 本提携の中止及び本新株式発行の中止並びに本和解に至る経緯について

平成 26 年 2 月 28 日付「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社は、ノジマとの間で、当社とノジマが業務提携を行うこと及び本新株式の全部をノジマが引き受けること等を定めた業務資本提携契約書兼株式総数引受契約書(以下「本提携契約」といいます。)を締結しました。

ところが、ノジマから、平成 26 年 3 月 10 日付にて「(開示事項の経過)株式会社京王ズホールディングスとの業務資本提携及び第三者割当増資引受(子会社化)に関するお知らせ」が開示され、本提携契約に定める払込日である平成 26 年 3 月 31 日に払込みを行わないことを決定した旨の開示がなされました。

その後、当社は、ノジマに対して、本提携契約の履行を求めましたが、ノジマから、上記の払込みを行わない旨の決定を撤回する旨の回答が得られない状況が継続する中、払込日の前営業日である本日、ノジマに対して、最終的意思確認を行ったところ、払込日における払込みを行う意思はないとの回答を得たことから、本日、本提携契約を解除いたしました。

他方で、本新株式発行に対しては、平成26年3月10日付「株主による新株式発行の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成26年3月7日付で当社の株主である光通信により新株式発行の差止めを求める本申立てが行われておりました。

本申立てに関しては、平成26年3月26日付「株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成26年3月26日付で仙台地方裁判所より本申立てを却下する決定がなされましたが、光通信は、同日付で、同決定に対して即時抗告を行っておりました（なお、当社は、この事実を光通信の開示により認識しておりましたが、抗告状を確認したのは本日で）。。

当社においては、平成26年2月28日付「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」でも記載しましたとおり、多額の資金調達の必要性和当社の主要事業である移動体通信店舗事業の安定化のために不可欠であると判断し、ノジマとの本提携及び本新株式発行を決定いたしました。が、上記のとおり、ノジマが本提携契約の一方的な不履行を宣言したことによって、これらの当社の目的が達せられなくなる可能性が極めて高まっている状況にありました。

このような状況を踏まえて、当社は、光通信との間で協議を行ったところ、当社のニーズ（多額の資金調達と移動体通信店舗事業の安定化）を満たす内容にて、光通信との間で合意を見ることができたことから、本日、当社と光通信は、仙台高等裁判所において係属中の抗告審において、大要、以下の内容によって、和解を行いました。

1. 当社は、本新株式発行に係る取締役会決議を撤回し、本新株式発行を行わない。
2. 光通信は、本申立てを取り下げる。
3. 光通信は、光通信又はその子会社をして、当社に対する21億円の融資枠を設定する等して当社の資金調達に協力をする。
4. 当社と光通信は、当社と光通信の子会社であるテレコムサービス株式会社(以下「テレコムサービス」といいます。)との間の移動体通信店舗事業に関する代理店契約については、当社が光通信の子会社となった時点をもって、受取手数料の引き下げを行わない従前の代理店委託契約書の契約条件に戻すことを確認する。
5. 当社は、光通信が公開買付を行う場合、これに賛同する。
6. 当社は、光通信による公開買付けが成立し、総議決権の過半数を保有した場合、当社現取締役のうち、当社が取締役3名を辞任させ、光通信が指名する新たな取締役3名の選任を目的とする臨時株主総会(以下「本臨時総会」といいます。)を招集する旨の取締役会決議を行い、本臨時総会を可能な限り速やかに開催する。

当社といたしましては、本和解条項は、ノジマが本提携契約の不履行を宣言している中で、本提携契約によって満たそうとしていた当社のニーズを満たすものであると考えており、また、光通信が、平成26年3月26日付「株式会社京王ズホールディングス株式(証券コード3731)に対する公開買付け(条件付き実施予定)および公開買付けへの応募に関する契約の締結に関するお知らせ」で開示している、光通信が検討している当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の内容についても、公開買付価格として当社の市場株価に対して相当のプレミアムを付していること等をはじめとして合理的なものであると考えられることから、本和解条項の内容は合理的であると判断しております。

(参考) 平成26年2月28日付決議の第三者割当による新株式発行の概要

発行新株式数	普通株式 6,104,700株
発行価額	1株につき344円
発行価額の総額	2,100,016,800円
払込期日	平成26年3月31日
調達資金の用途	① 移動体通信店舗事業における店舗改装・店舗移転対応及び新規出店・店舗網再編対応 1,150,000,000円 ② テレマーケティング事業における拠点拡大 225,000,000円 ③ 基幹システムの改善・強化 160,000,000円 ④ 財務体質の改善・強化(有利子負債の返済) 455,016,800円
割当先及び割当株式数	株式会社ノジマ 6,104,700株

II. 親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関して

本新株発行の中止により、平成26年2月28日付「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしました、親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動は生じないこととなりました。

III. 本申立ての取下げ及び本和解について

1. 本申立てが終了した日

平成26年3月28日

2. 本申立て及び本和解の相手方の概要

(1) 名称	株式会社光通信
(2) 所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 光ウエストゲートビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村剛史
(4) 所有株数(所有比率)	1,262,000株(22.48%) (平成26年3月7日現在)

IV. 今後の見通し

今後は、本和解条項に基づき当社の資金需要に関して光通信と協議を行い、また、引き続き、テレコムサービスとの代理店契約に基づき移動体通信店舗事業を継続してまいります。なお、光通信が行う公開買付けについては、光通信の公開買付開始公告を踏まえて、当社としても正式な意見表明を行う予定ですが、光通信が公表している内容の公開買付けから大幅な変更がない限り、当社は、本和解条項に基づき賛同する予定です。

本新株発行の中止により、株主の皆様には、ご迷惑、ご心配をお掛けしますことを心よりお詫び申し上げます。

以上